

令和2年3月19日

ガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について

中国経済産業局から、鳥取瓦斯株式会社（法人番号 6270001000875）、米子瓦斯株式会社（法人番号 9270001003693）、松江市ガス局（法人番号 3000020322016）、出雲ガス株式会社（法人番号 7280001003067）、浜田ガス株式会社（法人番号 6280001004363）、津山瓦斯株式会社（法人番号 1260001019970）及び因の島ガス株式会社（法人番号 2240001037800）によるガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請に関する、同法第177条第1項第10号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12年10月2日付け平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙のとおり中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

官 印 省 略
20200317 中国第 1 号
令和 2 年 3 月 1 9 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第 4 8 条第 1 項ただし書の規定による託送供給約款の
制定不要の承認について (回答)

令和 2 年 3 月 1 3 日付け 20200310 中国第 13 号により、貴職から当委員会に
意見を求められたガス事業法第 4 8 条第 1 項ただし書の規定による託送供給約
款の制定不要の承認の申請については、承認することに異存はありません。